

2025年度 事業計画書



一般財団法人家電製品協会

<一般部門>

I. 一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

1. 環境関連事業

(1) 環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

- ① 欧州サーキュラーエコノミー政策に基づく「持続可能な製品のエコデザイン規則」(案)の内容を継続して調査し、家電製品への影響度・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。(前年度からの継続事業)
- ② 2014年3月に発行した「家電製品 製品アセスメントマニュアル第5版」について、改定する内容等を整理し、資料にまとめる。
- ③ 環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。
- ④ 家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。
- ⑤ 化学物質の規制情報等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。

(2) 「容器包装リサイクル法」への対応

- ① 容器包装の環境配慮設計(DfE)に関する取組の好事例を「環境配慮包装事例」として協会サイトに掲載する。(一般社団法人 日本電機工業会 包装委員会との協業)
- ② 容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について、関係団体と連携を取り、対応を図る。
- ③ 2022年4月施行の「プラスチック資源循環法」について、関係団体と連携を密に取り、同法施行に係わる諸課題等について関係者と情報共有し、所要の対応を図る。

2. 家電リサイクル関連事業

(1) 「家電リサイクル法」への対応

- ① 「産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合」において、関係者との連携を密に所要の対応を行う。
- ② 家電リサイクルに係わる普及広報活動を関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、協会サイトで家電リサイクルに係るコンテンツの追加更新を行い、利活用しやすくなるよう取り組む。また定期的に家電リサイクル認知度調査を実施し、その結果に基づき明らかとなる新たな課題に対し随時適切な啓発活動を行う。具体的には認知度が特に低い「若者層」「子育て層」に対しSNSを活用した能動的な啓発活動を行う。また「家電リサイクル年次報告書(2024年度版)」を制作するとともに、その配布先の拡大を通じて利活用をより一層推進する。また、パンフレット「正しいリサイクル」ならびに小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者への配布等を積極的に行い、家電リサイクルの啓発を推進する。

(2) 「小型家電リサイクル法」への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 合同会合」において、関係者と連携を密に所要の対応を行う。

(3) 「資源有効利用促進法」への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会」傘下の各種検討会において、関係者と連携を密に所要の対応を行う。

3. 地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

政府の地球温暖化防止に向けた2030年の温室効果ガス排出46%削減(2013年度比)表明及び「2050年カーボンニュートラル」・「脱炭素社会」宣言、また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%削減(2013年度比)することを目指すというネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示す目標が提示され、消費者の地球温暖化対策や脱炭素への関心がさらに高まって来ている中、以下の重点項目を推進する。

(1) 中長期的なエネルギー政策の把握と更なる省エネルギーの推進

「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」及び「パリ協定に基づく長期戦略」等の見直しに対応して、家庭部門で求められるCO₂削減に向けた家電製品トップランナー制度の推進や関連する情報収集、業界横断的な課題整理、対応策を検討し目標達成に貢献する。

(2) 地球温暖化防止に関する啓発活動の実施

①地球温暖化の原因と取組み方法、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた政策、省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果、創エネ・蓄エネ・HEMSによるエネルギーの有効活用等について、協会サイト「省エネ家電 de スマートライフ(本編・キッズ版)」で啓発活動を行う。また、教育現場と双方向のコミュニケーションを図り教育指導者が活用しやすい教材コンテンツを制作し子供の教育を通して家庭の行動変容を促進する。

②「電機・電子業界カーボンニュートラル行動計画」等の省エネルギー対策事業への協力として、「スマートライフおすすめBOOK 電子版」の制作等を通して、省エネ家電、創エネ・蓄エネ機器を利用したデマンドレスポンス等の新しい情報について積極的に発信を行う。

4. 製品安全関連事業

家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品の供給、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全問題への対応、安全法令や規格等に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

(1) 製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

①事故の未然防止と再発防止に資するため、規格化・制定してきた警告表示や愛情点検の訴求拡大を図るとともに、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係省庁、関係団体及び事業者との情報共有により再発、未然防止を図る。

- ② A I、I o T、サイバーセキュリティ等の新たな技術に対する安全課題や、環境(サーキュラーエコノミー)と安全性の両立に関する課題について、調査・研究を行い業界としての対応を検討する。
 - ③ 事故情報及びリコール情報の分析結果等を、効果的な啓発活動につなげる。
 - ④ リコール製品の回収促進のため、お知らせアイコンの他業種ホームページ採用促進による消費者への認知度向上といった、新たな周知方法の検討を行う。
- (2) 家電製品の安全に関する関係省庁及び関係団体への対応
- ① 経済産業省「産業構造審議会製品安全小委員会」へ参画し、家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行う。さらに、消費者庁、N I T E等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。
 - ② 経済産業省「新表示制度と製品安全市場創出」に対し関係団体と連携して制度構築・申請拡大推進への課題解決に向けた提案等を行う。
 - ③ 家電製品からの電磁波に関する情報収集に努め、必要に応じ関連団体と連携して対応策の検討を行う。
 - ④ 赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。
- (3) 協会サイトの製品安全ページにおいて、関係省庁、関係団体及び事業者の製品安全やアフターサービスに関する内容の充実を図るとともに、それらの関係先と連携した普及啓発・広報活動等に取り組む。
- (4) 消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行う。

5. ユニバーサルデザイン技術関連事業

消費者に「使いやすく・わかりやすい家電製品」を提供するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

- (1) ユニバーサルデザイン国際規格化や高齢者・障がい者配慮事項に関する J I S 規格改正等への対応として、公益財団法人共用品推進機構・国立研究開発法人産業技術総合研究所(経済産業省委託事業)「アクセシブルデザイン国際標準会本委員会」及び関係検討委員会へ参画し、家電業界の意見の反映を図る。
- (2) I C T機器(スマートフォン、ウェアラブル端末)等と家電機器の連携時の操作性向上のため、振動報知の規格化に取り組む。その為に評価アプリを活用した実体感調査を行う。
- (3) 協会サイト「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページにおいて、「配慮設計適合製品」の情報を改定提供し、消費者が製品を選択する際の一助になるようにする。

6. 流通 E D I 関連事業

家電業界における流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせた E D I 標準化項目の拡充と標準化推進に必要な事項を検討し、改訂・更新すべき内容は、協会サイトを活用し適宜情報提供する。

7. 協会広報関連事業

(1) 広報事業

- ①月刊AEHA通信を発刊し、協会の活動状況について、賛助会員、関係団体に毎月配布すると共に、協会サイト委員専用ページに掲載する。
- ②協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取組みや課題等の普及啓発を推進する。
- ③メディアとの関係を構築し、パブリシティーやセミナーなどを通じ協会の活動、実績を広く外部に紹介する

(2) 家電産業ハンドブック関連事業

日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2025年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用のために提供する。

(3) 新会員専用情報サイト

新たに「会員専用情報サイト」を立ち上げ、協会会員に役に立つ各種情報、コンテンツを幅広く適時提供する

<自治体支援事業部門>

II.自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市区町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定した次の業務を実施する。

1. 不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市区町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

なお、2025年度「不法投棄未然防止対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は71（新規9件、復活2件）市区町村で、昨年度より6減となる。

2. 離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

(1) 離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業

(2) (1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

なお、2025年度「離島対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は23（新規2件）市町村で、昨年度より2増となる。

3. 市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市区町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

4. 協会サイトの利活用推進

協会サイトの事業協力室ホームページにおいて、実施事業事例や担当者の声等、自治体間の情報連携につながるコンテンツを充実し利活用を推進する。

＜家電リサイクル券センター部門＞

Ⅲ. 家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2025年度は以下の事業を実施する。

1. 家電リサイクル券システムの運営

- (1) 運営の効率化を図る。
- (2) 主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
- (3) 業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
- (4) 小売業者の入退会、製造業者等の加入・契約解除申込みへの対応を行う。
- (5) 取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
- (6) 取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進するとともに、利便性向上のために家電リサイクル券の運用見直しを適宜行う。

2. 家電リサイクル券システムの普及啓発

- (1) 取扱店等へ家電リサイクル券の適正運用に関する普及啓発を行う。
- (2) 自治体、排出者等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。

3. 情報システムの改善等

- (1) 各種IT技術を活用して、RKCシステム利用者のサービス向上を図る。
- (2) 円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
- (3) 参照システムのクラウド運用を2026年1月より行う。

なお、2024年12月末現在、入会取扱店等は約43,000企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数は約59,000店、入会地方公共団体は約1,000団体、加入製造業者等は146企業、管理統括業者は9社となっている。また、約24,000の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

<指定法人部門>

IV. 指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を行う。

(2) 2025 年度の再商品化等実施業務委託の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号に規定する再商品化等実施業務の委託に関する契約について、委託先であるアールステーションと 2023 年度から 3 年間の再商品化等実施契約を締結し、これに基づき業務委託する。

(2023 年度～2025 年度契約締結済み)。

また、今年度は次回契約更新（2026 年度～2028 年度）3 ヶ年の対応を行う。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を推進するため、主に以下の普及啓発活動を行う。

① 家電リサイクルの認知拡大施策

- ・2024 年度に実施の認知度調査から、家電リサイクル認知度の低い 20 代、30 代を対象にターゲティング広告による啓発活動を実施する。

- ・家電リサイクル常設展示による普及啓発

2022 年度「おおさか A T C グリーンエコプラザ」、2023 年度「東京・科学技術館」に出展、両展示ブースとも見学者に好評であり、最新情報を反映した更新を行う。また、「東京・科学技術館」については、2026 年 3 月展示ブースを拡張し新展示室のオープンに取り組む。

- ② 2020 年度から継続実施している事業者排出エアコンの排出実態調査で得られたセグメント化された事業者に対し、排出エアコンの回収率向上に向けた普及啓発活動を各関係者と連携し実施する。

(3) 照会対応

家電リサイクル法第 33 条第 5 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、市町村等からの照会に対応。なお、照会対応強化のため家電リサイクル券の問い合わせ窓口との統合を検討。

＜家電製品PLセンター部門＞

V. 家電製品PLセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行う。

1. 公正・中立・迅速な紛争解決

(1) 相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との話し合いを促進する。

(2) 斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った対応と、顧問弁護士の助言による法令解釈下で、斡旋手続での合意解決を図る。

(3) 裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により現場・現品・現実の三現主義に則った対応をすすめ、裁定手続による解決を図る。

2. 情報開示

(1) ホームページにおける情報開示

「年次報告書」及び「月次インフォメーション」を協会サイトに公表し、相談事例や斡旋事例の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を図る。

(2) 関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、製品別相談状況等の情報を提供する。

3. 広報活動

消費生活センター等関係機関との交流会を実施し、当センター事業への理解を促進するとともに、一般消費者からの相談に対する連携を強化するまた、関係工業会を通じた製造事業者との情報交換を実施し、当センター事業への理解を深める。

<資格審査認定部門>

VI. 資格審査認定事業

1. 事業概要と方針

(1) 資格試験新規受験者数の状況

試験事業において、アドバイザー資格を中心に家電量販をはじめとする主要法人の資格取得率が向上したことで、受験者数の減少に歯止めが効かず、2024年度の年間受験者数は、前年度並みの14,000人台の見込みである。

(2) 新規受験者数増への対応

① ホームページの拡充

受験・更新者の利便性を考慮した資格総合情報サイトとすべくホームページを全面改修し、5月に公開、主要法人からの好評を博している。

また、当資格制度を社内制度に採り入れている法人のインタビュー取材を敢行し、動画に編集して同サイトに公開した。今後も取材の対象を拡げ公開を継続していくことで、さらなる受験者の獲得及び導入法人の拡大に繋げていく。

② 資格制度改革諮問委員会の設置

試験事業の立て直しのため、資格審査委員会での承認を経て、外部有識者9名で構成する資格制度改革諮問委員会を7月より新たに立ち上げた。同委員会にて本年度内に新資格の方向性を確立し、第1弾として2026年9月を目標に新資格をスタートさせる予定。

③ 2025年度の方針

2025年度は現行3資格のみの事業運営となるため、受験者数は現状数字の維持をボトム目標とし、上記ホームページの拡充や主要法人を中心に営業活動の強化を図る。

また、資格制度改革諮問委員会での議論を踏まえ、新資格制度の具体的検討と受験システムの再構築に注力する。

<受験者数の推移>

*は見込み数値 単位：人

2022年度		2023年度		2024年度	
第43回 (22/9月)	第44回 (23/3月)	第45回 (23/9月)	第46回 (24/3月)	第47回 (24/9月)	第48回 (25/3月)
9,300	8,000	7,500	6,700	7,600	*6,500
17,300		14,200		14,100	

(3) 資格更新事業の現状と方針

資格更新事業については、試験事業とは対照的に主要法人の資格保有者の増加により、安定した実績（更新率）で推移している。

2025年度も主要法人に対する新規団体更新制度の導入をタイムリーに提案し、資格更新者の確保に盤石を期す。「資格更新の完全電子化」は、対象者の理解を得られスムーズに移行しているが、向こう3年間の更新対象者へ同様の理解を求め、次回以降も引き続き慎重に対応していく。

<更新者数の推移> () は更新率 *は 2024 年度事業計画数値 単位：人

2022 年度		2023 年度		2024 年度	
22/11 月	23/5 月	23/11 月	24/5 月	24/11 月	25/5 月
6,000	6,700	6,100	5,100 ^(※)	5,500	*2,500
(73.3%)	(73.4%)	(68.5%)	(71.4%)	(71.7%)	* (65.2%)
12,700		11,200		8,000	

(※25/5月の更新者数が少ないのは、2020年3月試験中止による対象者減の一時的要因)

2. 事業計画

アドバイザー、エンジニア、及びスマートマスターの3つの資格について、それぞれ、資格認定試験、資格更新、及び学習テキスト&問題集発刊の事業を推進する。

(1) 資格認定試験

9月と3月の年2回、全国各都道府県約300か所の試験会場にて、C B T方式による資格認定可否を判定するための試験を実施する。なお、エンジニア資格は、昨今の家電製品修理を取り巻く環境の変化と受験者数の現状を鑑み、2024年度より3月試験のみ(年1回)に改定した。

① 日程(案)

	第49回試験	第50回試験
試験期間(案)	2025年9月1日(月) ～9月14日(日)	2026年3月1日(日) ～3月14日(土)
資格交付日(案)	2025年11月1日(土)	2026年5月1日(金)
申請期間(案)	2025年7月20日(日) ～8月10日(日)	2026年1月20日(火) ～2月10日(火)

② 受験者数(計画案)

単位：人

	第49回試験 (25/9月)	第50回試験 (26/3月)	2025年度 ^(※1)
アドバイザー ^(※2)	6,700	5,900	12,600 (105.0%)
エンジニア ^(※2)	-	300	300 (100.0%)
スマートマスター	800	800	1,600 (88.9%)
計	7,500	7,000	14,500 (102.8%)

※1()内は前年見込み比

※2アドバイザー、エンジニアには、エグゼクティブチャレンジの申請件数を含む

(2) 資格更新

定期の交付日である11月1日付および5月1日付にて、資格更新対象者の約65%を目標として資格更新(学習、認定試験)を推進する。

	2025年11月1日付更新	2026年5月1日付更新
申請期間	2025年8月1日(金) ～10月31日(金)	2026年2月1日(日) ～4月30日(木)
更新者数 (目標)	4,800人 (更新率65.8%)	3,700人 (更新率66.2%)

(3) 学習テキスト及び問題集 2025～6年版の発刊数量（目標）

2024年5月のスマートマスター資格テキスト&問題集の発刊を皮切りに、同年11月の家電製品アドバイザー・エンジニア資格の発刊により、すべての教材をオーム社に統一した。また、出版社の変更を機に、念願の電子版の発売にも漕ぎつけ、受験者の学習スタイルに合った教材の選択を可能にした。なお、前述の通り、2024年度からエンジニア資格の認定試験を年1回としたことで、教材の発刊は隔年とし、2025年度については同資格のみ発刊しないこととする。

<2025年度発刊計画>

	書籍名	数量 [冊] (※)	発刊時期
テキスト &問題集 (統合版)	アドバイザー科目別(3冊)	13,500 (13,500)	2025年12月
	エンジニア 科目別(2冊)	- (2,000)	-
	スマートマスター (1冊)	2,000 (2,000)	2025年5月

※ () 内の数は前年度実績

3. 試験・更新システムの全面改修について

現行の試験・更新システムは(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズ(以下CBTS)に委託し、2013年の構築以来、カスタマイズして使用しており、サーバーのサービス終了やセキュリティの対策強化等、老朽化に伴うリスクが顕在している。

前述の新資格制度の導入に伴い、今後の事業継続・拡大を見据えた場合、近い将来に立ち行かなくなる可能性が高い現行システムに手を加えるのではなく、これを機に現行制度の全面的見直しを行う。具体的には、CBTSの既存パッケージシステムを基本とし、カスタマイズを最小限とするような全面改修を目指す。

システム改修の費用発生及び成果物取得は2026年度であるが、2025年度には、システム要件定義から着手し、委託先に発注する必要があるため、認定制度委員会での審議を経て2025年度の理事会の決議事項として上程すべく検討していく。